

# 宮崎市移住センター運營業務プロポーザル実施要領

令和4年12月23日  
宮崎市企画財政部都市戦略課

## 1 業務の目的

本市に移住を希望する方に対し、住まいや就職等に関する個別相談を実施するとともに、関係者と連携した移住に関する各種情報の収集を担う「移住コンシェルジュ」を配置する。また、ウェブサイトやSNS、パンフレット等の活用により、圏域（本市を中心に、国富町や綾町の資源を含む）の魅力や本市の施策等を発信し、移住を推進するとともに、関係団体や企業等とのネットワークを構築し、移住者の定着を図る。

## 2 業務の概要

- (1) 名称 宮崎市移住センター運營業務
- (2) 場所 宮崎市役所庁内
- (3) 内容 別紙「宮崎市移住センター運營業務委託仕様書」のとおりとする。
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
- (5) 契約上限額 34,329,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 年度別委託料の上限額
  - 令和5年度 11,443,000円（消費税及び地方消費税を含む）
  - 令和6年度 11,443,000円（消費税及び地方消費税を含む）
  - 令和7年度 11,443,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

## 4 企画提案書の提出

本業務について、全国の移住の動向や宮崎市の現状等を踏まえ、「2 業務の内容（2）業務の仕様」を基本に、次の（1）～（5）について、具体的な手法や実施可能な取組についての提案書を提出する。

- (1) 本業務を実施する上での方針  
本市の移住施策に対する考え方、貴社・団体の強み
- (2) 移住支援業務の実績

過去3年以内の業務実績について、次のとおり示すこと。また、それぞれ業務の概要、実績（参加人数や参加者の感想等）がわかるものを記載すること。

- ① 国または地方公共団体事業（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの業務）
- ② 独自に実施した事業（仕事や住まいに関する支援、移住セミナー等）

(3) 本業務を実施する手法や本業務の中で実施可能な取組の提案等

① 移住コンシェルジュ業務

- ア 相談・コーディネート
- イ 関係機関や関係団体等との連携
- ウ その他

② 情報発信業務

- ア 移住特設サイトの構築及び運用
- イ SNS（Facebook、Instagram、LINE等）の利活用
- ウ 移住パンフレットの作成
- エ 移住動画の作成

③ 移住関連イベント業務

- ア 国や宮崎県等が主催する移住関連イベントでの相談ブースの設置
- イ 宮崎市の移住をPRできる大規模なイベントへの参加
- ウ 民間事業者との連携による移住イベントの実施

④ 市が課題として考える移住施策（市との連携による取組も含む）

- ア 高度人材を呼び込み、人手不足企業への雇用を誘発する
- イ 市外からの就農希望者を呼び込み、農業の新たな担い手や後継者を確保する
- ウ 移住者に空き家物件の魅力を伝え、空き家物件の解消につなげる

(4) 実施体制

① 人員配置計画

② 移住コンシェルジュへの年間総支給額等

(5) 委託見積額（内訳の分かるもの）

5 担当窓口

宮崎市企画財政部都市戦略課公民連携推進室 黒木

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話 0985-44-2803 FAX 0985-29-6547

メール 01tosisen@city.miyazaki.miyazaki.jp

## 6 参加資格

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。

## 7 参加申込の手続き

本提案に参加する者は、次のとおり「参加申込書兼誓約書（様式1）」及び（4）の関係書類を提出しなければならない。なお、参加意思表示後に参加を辞退した場合であっても、辞退者が以後不利益な扱いを受けることは一切ないものとする。

- (1) 提出先：「5 担当窓口」と同じ
- (2) 提出期限：令和5年1月12日（木）17時
- (3) 提出方法：持参または郵送とする。（郵送の場合、提出期限までに必着）

### (4) 関係書類

- ①宮崎市税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ②国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ③会社の商業登記簿謄本または登記事項証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ④暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別紙様式2）

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和5年1月20日（金）までに通知する。

## 8 参加の辞退

参加意思表示書の提出後、参加を辞退するときは、持参または郵送により、参加辞退届（様式3）を提出しなければならない。

## 9 本要領の内容等についての質問の受付及び回答

次のとおり、参加意思表示書の提出後に、「質問書（様式4）」を提出すること。

- (1) 提出先：「5 担当窓口」と同じ
- (2) 提出期限：令和5年1月4日（水）17時

- (3) 提出方法：持参、FAX、または電子メールとする。
- (4) 質問に対する回答は、本市のホームページに掲載し、個別に回答しない。

## 10 提案書等について

次に掲げる事項について、提出書類を作成すること。また、提出書類の用紙サイズはA4版、長辺綴じ印刷、文字サイズ10.5ポイント以上とし、(3)の提案書は、要点を簡潔にまとめ、表紙及び目次を含めて、20ページ以内とすること。

### (1) 会社概要（様式任意）

- ① 法人等の名称、所在地、代表者の氏名及び電話番号
- ② 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び事実上経営に参加している者）の氏名
- ③ 法人等の職員数
- ④ 担当予定者の所属・役職・氏名及び連絡先

### (2) 企画提案書（様式任意）

提案は、「2 業務の内容（2）業務の仕様」を基本に、「4 企画提案書の提出」から各見出しの番号に合わせて、それぞれの項目を作成する。ただし、以下の項目は次の点に留意すること。

- ・ 4（1） 本業務に関する、基本的な考え方や、具体的な方針、実施体制や事業への取り組み方について方針を示すこと。
- ・ 4（3）① イの項目について、本市の住まいや仕事に関する部署や公的な機関等との連携を図り、相談者や移住者の増加につながる具体的な取組を示すこと。
- ・ 4（3）② イの項目について、SNSでの情報の発信頻度や発信内容を示すこと。また、ウ～エの項目について、パンフレットや動画の内容や構成について方針を示すこと。
- ・ 4（3）③ ウについては、民間事業者と連携するイベントの趣旨やターゲットを示すこと。
- ・ 4（3）④ ア～イの項目について、市外から対象の人材を呼び込む具体的な方法を示すこと。ウの項目については、移住者向けの空き家の有効活用策を示すこと。
- ・ 4（4）① 移住コンシェルジュの適正な配置人数、業務の役割分担を示すこと。また対面やオンライン相談で、移住者が相談しやすい環境整備について具体的に示すこと。
- ・ 4（4）② 移住コンシェルジュの1人当たりの年間総支給額を示すこと。

### 1 1 提案書等の提出部数

「会社概要」「業務実績書」「企画提案書」の提出部数は8部とし、表紙等に法人等の名称を明記したものを1部、無記名のものを7部作成するものとする。

### 1 2 提案書等の提出方法及び期限

- (1) 提出先 : 「5 担当窓口」と同じ
- (2) 提出期限 : 令和5年1月30日(月) 17時(郵送の場合、提出期限必着)
- (3) 提出方法 : 持参または郵送とする。

### 1 3 審査・選定

(1) 「宮崎市移住センター運營業務委託プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条」に規定する委員が、提案者の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。

#### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案内容を確認するため、参加申込者の負担においてオンラインによるプレゼンテーションを実施する。

①日程 : 令和5年2月7日(火)(予定) ※日程については別途連絡する。

#### ②実施時間

ア プレゼンテーション 1者20分以内

イ 質疑応答 1者10分以内 計30分とする。

③実施方法 : オンラインにより実施。(実施方法については別途連絡する。)

(3) 審査項目・審査基準は、次のとおりとする。

区分	4 企画提案書の提出	内容	評点
実施方針	(1)	本市の移住施策の目的を理解した上で、自社の強みを生かした方針となっているか。	10点
移住支援 業務実績	(2) ①	過去に国または地方公共団体から類似の事業を受託した実績があるか。	10点
	(2) ②	過去に独自の移住関連事業を実施した実績があるか。	
業務内容	(3) ①	本業務における移住コンシェルジュの役割を理解し、相談対応や関係機関等との連携を図り、業務を遂行する手法がとられているか。	10点
	(3) ②	本市での暮らしの魅力等を発信し、移住への関心が高まるようなコンテンツやPRの手法がとられているか。	20点
	(3) ③	国や件の移住イベント相談会や、民間事業者との連携イベントが、集客効果のある提案となっているか。	20点

	(3) ④	本市が課題として考える移住施策に対して、課題解決の効果的な提案になっているか。	60点
実施体制	(4) ①	各業務を遂行するための人員配置や役割分担、相談体制は適正か。	5点
	(4) ②	コンシェルジュの業務内容を理解し、適切な給与設定となっているか。	10点
委託料見積額	(5)	委託料見積額の積算は妥当か。	5点
			合計 150点

- (4) 各委員の採点結果から、合計点数を提案者の得点とする。
- (5) 得点が評価基準点数全体の60%以上の提案者を受託候補者名簿に登載し、得点が最も高い提案者を優先受託候補者として選定する。
- (6) 得点が同一の提案者が複数いる場合、得点のうち、評価基準「3 業務内容」の項目の合計点数が高い提案者から順に受託候補者名簿に登載するものとする。
- (7) 得点及び「3 業務内容」の項目の合計点数も同一の提案者が複数の場合、委員間協議により、受託候補者名簿の順位を決定する。
- (8) 受託候補者名簿は、令和8年3月31日まで有効なものとし、優先受託候補者と業務委託契約の締結に至らない、又は契約期間中に関わらず契約解除となる場合、次の順位の者を優先受託候補者とする。
- (9) その他  
次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
  - ④プレゼンテーション開始時刻までにオンラインによる接続ができなかった場合（提案者の責めに帰さない機器トラブルによる場合は除く）
  - ⑤審査の公平性を害する行為があったと発注者が認める場合
  - ⑥その他、受託候補者として選定するにふさわしくないと発注者が認める場合

#### 1.4 選定結果の通知・公表

- 選定結果は、選定作業が終了次第、すべての審査対象者に書面で通知する。
- また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。
- ・受託候補者の名称、点数
  - ・参加業者の名称（50音順）
  - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- （受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

## 1.5 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則1号）第105条第1項の規定に基づく、契約保証金を納付しなければならない、ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

### (3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点順位者を受託候補者とする。

## 1.6 スケジュール

(1) 質問書の提出期限 : 令和5年1月4日（水）17時

(2) 質問書への回答 : 令和5年1月6日（金）17時

(3) 参加意思表明書の提出期限 : 令和5年1月12日（木）17時

(4) 参加申込の結果通知 : 令和5年1月20日（金）

(5) 提案書等の提出期限 : 令和5年1月30日（月）17時

(6) プレゼンテーションの実施 : 令和5年2月7日（火）（予定）

(7) 審査結果通知 : 令和5年2月9日（木）

(8) 契約締結 : 令和5年2月下旬予定

## 1.7 その他

### (1) 提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。

### (2) その他

①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。

③企画提案書等の提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が本プロポ

ーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。

- ④応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑤応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ⑥応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ⑦応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。
- ⑧企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

#### 附則

この要領は、令和4年12月23日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。